

承認第1号

専決処分した福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の報告及び承認について

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年7月30日提出

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 二 場 公 人

理由

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大防止の観点から、感染症に感染するなどした被用者が休みやすい環境を整えるため傷病手当金を支給できるようにするに当たり、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第86条第2項の規定に基づき福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第26号）を早期に改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和2年5月11日付けで専決処分を行ったものである。

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
下記のとおり専決処分する。

記

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例の制定について（別紙）

令和2年5月11日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 二 場 公 人

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の次に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第5条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、この支払を受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その支払を受ける

ことができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第7条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その支払を受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額の支払を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部の額の支払を受けることができなかつた場合においてその支払を受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金の額との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部の額の支払を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定によりこの広域連合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5条から附則第7条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p>第5条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。))を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき</p> <p><u>(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。))は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</p> <p>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</u></p> <p>第6条 <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全</u></p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第4条 (略)</p>

新	旧
<p><u>部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、この支払を受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その支払を受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p><u>第7条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その支払を受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額の支払を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部の額の支払を受けることができなかつた場合においてその支払を受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金の額との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部の額の支払を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定によりこの広域連合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p>	